

平成 22 年度大磯町教育委員会第 1 回定例会会議録

1. 日 時 平成 22 年 4 月 21 日 (水)
開会時間 午前 9 時 00 分
閉会時間 午前 11 時 30 分
2. 場 所 大磯町役場本庁舎 4 階第 1 会議室
3. 出席者 大 橋 伸 明 委員長
岩 井 喜久枝 委員長職務代理者
竹 内 清 委員
曾根田 眞 二 委員
福 島 睦 恵 教育長
二挺木 洋 二 子ども育成課長
林 正 人 子ども育成課主幹
大 隅 則 久 子ども育成課子育て支援室長
松 本 卓 次 生涯学習課長
山 口 章 子 生涯学習課図書館長
佐 川 和 裕 生涯学習課郷土資料館長
山 口 信 彦 子ども育成課副主幹
4. 傍聴者 7 名
5. 前回会議録等の承認
6. 教育長報告
7. 請願審議
請願第 1 号 教科書の採択について請願
8. 付議事項
議案第 1 号 大磯町郷土資料館の臨時休館について
議案第 2 号 大磯町横溝千鶴子記念子育て支援総合センター条例施行規則の制定について
9. 報告事項
報告事項第 1 号 平成 21 年度大磯町立中学校の生徒進路状況について
報告事項第 2 号 平成 22 年度学級編制及び教職員の配置状況について
報告事項第 3 号 平成 22 年度郷土資料館第 1 回企画展の開催について
10. その他

(開 会)

出席委員が 5 名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第

13 条第 2 項の規定により定例会は成立し、大磯町教育委員会会議規則第 14 条及び第 19 条の規定により傍聴を許可します。暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

(前回会議録等の承認)

委員長より前回会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

教育長報告

教育長) 私からは、3 月定例会が開催されました平成 22 年 3 月 24 日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。3 月 28 日、嶋立庵で開催されました第 53 回大磯西行祭に出席いたしました。大磯町立の小中学生が俳句の部で 8 名、短歌の部で 5 名入選いたしました。3 月 31 日、4 月 1 日の両日、辞令交付式を行い、3 月 31 日付けで、教職員 5 名、町職員 2 名が退職されました。また、4 月 1 日には、新採用教員 8 名を含む 60 名の職員等に辞令を交付いたしました。4 月 3 日、国府保育園の入園式が開催され、22 名の園児が新しく入園してきました。国府保育園入園式のあと、たかとり幼稚園の竣工式を開催いたしました。午後からは保護者への内覧会を開催いたしました。4 月 4 日、企画展「研師 人間国宝永山光幹」を終了し、開催期間 34 日の間に 5,144 名の来場がありました。開催中の 3 月 22 日に永山氏がお亡くなりになりました。5 月 9 日に、お別れ式が執り行われることになり、町長、私、郷土資料館長が出席する予定であります。なお、ご遺族から郷土資料館へと寄附金をいただきました。4 月 5 日、町立小学校、中学校、分校におきまして入学式が開催され、4 月 7 日には町立幼稚園 4 園の入園式が開催されました。今年度の幼稚園、保育園、小・中学校の入園、入学状況等の詳細につきましては、後ほど事務局よりご報告いたします。4 月 9 日、神奈川県市町村教育委員連合会総会が相模原市市民会館で開催され、委員長に出席をいただきました。今年度は会の監査を担当することとなりました。4 月 20 日、青少年指導員委嘱式を行い、新たに 2 名の方を委嘱いたしました。同日、全国学力学習状況調査が実施され、今年度から悉皆調査から抽出調査となり、大磯中学校が抽出され実施いたしました。なお、抽出されなかった国府中学校、大磯小学校、国府小学校、分校においても、任意で同様な調査を実施いたしました。諸行事等の報告につきましては、以上でございます。また、今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

請願第 1 号 教科書の採択について請願

書記が請願の朗読を行った。

委員長) 事務局のほうから、請願第 1 号に関連して何か補足説明はございますか。

子ども育成課主幹) 今回の請願第 1 号につきましては、平成 22 年 3 月 19 日金曜日に受理いたしました。請願の要旨である①、②について審査していただき、採択、不採択の判断をお願いいたします。また、請願趣旨にも記載がございますが、神奈川県教育委員会に提出された県民からの請願につきましても、本請願書と一緒に提出されましたので、参考資料として添付してございます。

委員長) それでは、早速、審査に入りますが、請願の要旨の①については、教科書採

採択の実施にあたり、公正かつ適切な実施を、という内容かと思えます。それに対し要旨の②は、①を受け、実際に調査研究を行う際に、教育基本法の改正や新指導要領の趣旨がどのように反映されているかを判断する視点を設けてほしいという内容かと思えます。ということで、今回は、①、②をそれぞれ別々に審査したいと思いますがいかがでしょうか。

各委員) 異議なし

委員長) それでは、最初に請願要旨の①について審査いたします。初めに質問があればお願いします。

曾根田委員) 請願の要旨の中で適正に実施していただきたいということが書かれておりますが、これまでもそのよう形でやってきたと思いますが、特に請願書の最後の行の2段目に新しい方向性とありますが、これまでと変わったような点はありませんでしょうか。

子ども育成課主幹) 教科用図書の採択につきましては、基本的には、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」及びその施行令、あるいは、その関連の県の条例や規則に則って実施しておりますので、採択方法そのものは変わっておりません。しかし、過去の教科書採択の歴史の中で、当時の文部省やその後の文部科学省から何度か通知が出されております。その中で、平成14年8月に出されたもので「教科書制度の改善について」という通知がございます。そこでは、その年に教科用図書検定調査審議会によって取りまとめられた「検討のまとめ」の内容を引用し、いくつかの改善方策について提言がなされております。例えば、調査研究の充実に向けた条件整備や採択手続の改善の観点から、いくつかの具体的な提言がなされ、実際に、その後の平成16年度・17年度の採択替えの年には、全国的に見ても、調査研究のための資料の充実や選定審議会への保護者の参画、また、採択地区の細分化が図られたと記憶しております。

岩井委員) 請願の要旨については内容的には県や国との関連から見ても同様のことが示されております。その趣旨を踏まえて私達もそれに沿って採択をしていくこととなりますので、この件についてはこれでよろしいのではないのでしょうか。

竹内委員) 前回の採択替えの時の採択権者である大磯町教育委員会が責任を持って、先程、委員長からお話がありましたとおり公正かつ適切に実施して来たと思えます。今回の請願についても適正に実施していただきたいという文言がありますので、この請願で述べられていることに対して私としては同意できますので採択できる内容ではないかと考えております。

曾根田委員) 私もここに書かれている請願の中身について、今までの文部科学省、大磯町での取り組みと基本的には合致していると思われ「教科書改善に当たっての基本的な方向性」に則り、これに沿って対応することは当然だろうと思えますので異論はございません。

教育長) 私も①の姿勢で臨んでいこうと考えておりますので賛同できます。採択でよろしいと思えます。

委員長) それではいろいろとご意見をいただきましたが、私も基本的には皆様と同じような意見ですので、この請願の要旨①については採択ということでよろしいのでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 次に請願の要旨②について審議いたします。これについてご質問があればお願いいたします。

岩井委員) 教科書の採択にあたって要旨②は教科書の調査研究をおこなう際に重要な評価基準となる視点を設けていただきたいとありますが、県教育委員会に出された請願書には重要な観点と表せられてますが、具体的には調査研究の際の視点と観点とはどのような差があるのでしょうか。同様な意味でよろしいのでしょうか。

子ども育成課主幹) 具体的な過去の調査研究の際にまとめられた観点というものについて私の方から説明いたします。まず採択の流れですけれども、教育委員会が諮問した教科用図書選定審議会で県の方は専門調査員というのを設けて新たに出された検定本について調査研究がおこなわれる訳ですが、それで改めて県の教育委員会へ答申をして調査研究の報告書というのにまとめられます。その後、それを参考にしてそれぞれの採択地区で調査研究をする調査員がたてられまして調査研究にあたる訳ですが、その中で既に県の第1回目の教科用図書選定審議会が開催されましていくつか議事がありましたが、その中に調査研究の観点についても議題になりました。その中では教育基本法、学校教育法、新しい学習指導要領の内容を踏まえているかという観点が盛り込まれております。この形で今後県の教育委員会へ答申されまして報告書がまとめられる形になろうかと思えます。

そこで、今のご質問にもどりますと視点、観点というのは言葉的には同じかと思えますが、前回の採択替えの時の県教育委員会でまとめた調査報告書を見ますと観点につきましては例えば教科種目に共通の観点というのが示されています。そこには学習指導要領に示す目標、内容に照らし合わせて必要なものが適切に取り上げられているかという取り扱い概要に関わるものから構成、分量、装丁、標記、表現という観点も示されております。また、各教科、種目についても各教科、種目ごとに観点が示されて、それに沿って調査研究した内容として発行者ごとに調査報告書としてまとめられております。そのような調査研究がおこなわれているということで、各地区の採択協議会でこの報告書を参考にしてこれから調査研究が行われる流れとなります。観点についてはこのような形でまとめられているとご理解いただければと思えます。

教育長) 確認ですが県の教科用図書の調査研究の観点がいずれ市町村の方に送られてくると思いますが、平塚地区、秦野地区、伊勢原地区、中地区、合同の調査研究の視点についても、県の方の視点、観点到準するというところでよろしいでしょうか。

子ども育成課主幹) 法的には県の教育委員会の方が各市町村教育委員会に指導・助言をすとなっておりまして、当然この報告書を受けて各地区の調査委員は報告書にまとめるということですから、基本的には同じ形になります。

曾根田委員) 私も調べた中で県の観点、繰り返しになりますけれども、全教科に共通な観点と個々の教科書に固有なものから構成されており、それぞれの条件としては「基本的条件、選択扱い及び構成・排列、正確性及び表記、表現」などについての観点ということで述べられていると思えますが、今回、教育長がおっしゃった県の観点と同じ項目でやっていくのか、さらに追加もありうるのか、その辺はいかがでしょうか。

子ども育成課主幹) この中地区の採択協議会で調査研究を行う訳ですが、調査研究にあたっては3市2町で合同でおこないますので、その中で統一した観点を設けていくということで、その時に県の観点を参考にするという風に考えております。

竹内委員) 県のを参考にするというお話がありましたが、ほぼ同一の内容で調査

を行っていくということで宜しいでしょうか。また、独自のものを加えられたことも過去にありましたでしょうか。

子ども育成課主幹) 今回、先程、お話ししました県の第1回目の審議会で県の教育ビジョンについてが盛り込まれております内容がございました。大きな市で1つの協議会で単独の調査員がいるところにつきましては市独自の教育ビジョンなりを観点に盛り込むということは考えられますけれども、3市2町の中で調査員を立てているということで市または町独自でということは考えにくいと思えますのである程度は県に準じた形になろうかと思えます。

曾根田委員) 観点というのは基本的なものの考え方でそれを請願の中ではそういうものに視点を置きなさいよというイメージでよろしいのでしょうか。

子ども育成課長) 請願者の方が見えておりますので意見をお聞きしたらどうでしょうか。

委員長) それでは請願者の方に直接意見をお聞きしたいと思えますので、請願者の方お願いいたします。

請願者) 貴重な機会を与えていただきましてありがとうございます。私が使いました、ただいまの質問の観点とか視点とか申しますのは本当は観点だけでも十分だと思いますし、県の方であるいは文部科学省の方で観点という言葉を使ったとしてもそれは同じだと思います。なぜ、私共が視点という言葉をつけ加えたかという、本当に念のための蛇足ですが、例えば県の調査研究資料を皆さんご覧になったと思いますが、去年までの分ですね。観点という言葉に統一しております。しかし、観点という言葉はもっと広く調査研究資料については代表的な観点のそこに存在するものとしてある訳ですが、しかし、観点というのはそれぞれでは無く皆さん方の頭の中にそもそも観点は存在しているその観点において教科書を評価されている、つまり評価基準です。評価基準とか観点とか視点とかいうのはその辺の誤解を招かないためにいろんな言葉を使って、皆さんの頭の中にも観点というのがございますけれども、事務的な処理の中にも観点というにも全てございますが、その中で代表的な観点の存在価値としては県のあるいは地元でお作りになる3市2町のいわゆる選定資料が代表的な存在としてありますねという意味です。そこら辺を狭く誤解されないように念のために使い分けてもともと広い意味で皆さんの頭の中で新しい教育基本法だとか学校教育法、その中には学校教育基本法の21条の義務教育小学校の目標10項目でだけではなくて他の教育基本法だとか学習指導要領の新しいところでは具体的な表現としては明示していない規範意識というものも第1項目に使ってあります。そういうものも全て含めて新しい学習指導要領等々、新しく今までは個が中心であって長いこと半世紀きた教育基本法体系のその基にあった個だけではない公ということも大事だという個と公というもののバランスを取った本来の正常な姿に復したと私共は理解しておりますが、そういうものが教育基本法に入って以下全部なびいた新しいセットがこの度なされました。この新しい方向性というものを十分に踏まえて教科書というものをご覧いただきたいという意味でございます。よろしくお願いいたします。

委員長) ありがとうございます。その他、ご質問がないようでしたら、各委員からご意見をお願いいたします。

竹内委員) 今回の採択に関わってはその前段として非常に大きな改正、教育基本法が改正されたということがあり、その趣旨を踏まえた新学習指導要領が告示されている訳で当然、その趣旨をどのように反映したかという視点については必要なことではないかと思えます。従ってこの趣旨の②について採択で良いと考え

ます。

曾根田委員) これから申し上げる2点の観点からこれについて採択しても良いと考えます。まず1点目は適正な教科書の採択をする上で採択協議会のメンバー全員が共通の認識を持って検討していく上で今お聞きした視点を踏まえて県の定めた観点に取り組んでいくことには同じ意見でございます。2点目ですがこれまでも県において設定する観点については改善がされてきていると思います。これら県の観点を参考にして、当採択協議会においても適切な教科書を採択するためにもこれら視点にも配慮すべきと考えます。

教育長) 教科書採択に関わる県教委の役割ということで先程、主幹の方から話がありましたけれども、調査研究をして、選定資料を作成する。それを採択権者である市町村教育委員会に送付することで支援することが県教委の役割であります。この請願の②については県教委に出された請願と同様かと思えます。これに対して県教委は採択をしたということですので、その流れの中で選定資料も策定され送付されて来ると思えますので、要旨の②についても採択で良いと思えます。

岩井委員) 観点と視点という違いに少し戸惑いましたが、請願者の方から説明いただきまして、十分に考慮してという狙いがあったことがわかりましたので、採択で宜しいかと思えます。

委員長) 私も皆さんと基本的に同じような意見ですので要旨の②につきましても採択でよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

議案第1号 大磯町郷土資料館の臨時休館について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

郷土資料館長) 説明資料の1ページ目をお開きください。大磯町郷土資料館所蔵資料の劣化を防ぎ、殺虫、殺卵、殺菌を目的として燻蒸作業を実施するため平成22年6月29日から7月4日まで臨時に休館日を設定すること、また、常設展示室の大型展示物、御船祭の船山車でございますが、その搬入、組立作業を実施するため平成22年7月19日を臨時に休館日に設定することについて、大磯町教育委員会の承認を求めるものでございます。まず、燻蒸作業に伴う臨時休館について説明いたします。次のページをお開きください。概要を載せております。目的といたしましては、収蔵資料の保存のため、燻蒸を行なうものでございます。燻蒸物件としましては、郷土資料館本館1階の第1収蔵庫、地下1階、同2階の特別収蔵庫、第2収蔵庫、第3収蔵庫の収蔵資料および東蔵の収蔵資料の計5ヶ所で、合計で2,497㎡を対象といたします。業務委託につきましては、入札において業務委託先を決定いたします。契約期間は、契約締結の日から平成22年8月30日までといたしますが、燻蒸作業は平成22年6月28日から7月5日までの間に行なうこととします。燻蒸方法といたしましては、ガス注入による密閉燻蒸法により行います。作業工程は6月28日に機材搬入、ガス搬入、ガス注入、29日から7月1日までガスを入れまして密閉充満させ殺虫、殺卵、殺菌を行います。2日にガス抜き、3日に安全確認、機材搬出、4日に燻蒸資料の搬出等、5日を予備日としております。したがって、6月28日の月曜日、7月5日の月曜日につきましては定休日となりますので、ここで

審議していただく臨時休館につきましては6月28日から7月4日までとなります。使用薬剤につきましては、酸化エチレン・代替フロンの混合ガス、商品名はエキヒュームSという薬剤を使って行います。なお、使用薬剤は、特定化学物質、危険物に指定されているものであり、安全確保のため、郷土資料館敷地全域を立ち入り禁止区域といたします。次に常設展示室の展示物搬入、組立に伴う臨時休館の概要について説明いたします。目的といたしましては、郷土資料館において借用展示中の大型展示物、御船祭の船山車を祭礼期間中に返却した後、再度借用して搬入、組立、展示を行なうものでございます。場所は常設展示室で日時は搬入、組立作業は平成22年7月19日に実施いたします。祭礼日は7月17日、18日となっておりますので祭礼が終わった翌日に現地で解体しその日のうちに搬入、組立をお願いするといった日程になっております。その他ですけれども船山車が解体・組立式であることから、大量の部材を搬入して組立作業を行なう必要があるため、開館時の場合は入館者の安全確保が困難であるため、臨時休館とさせていただきますのでございます。

(質疑応答)

曾根田委員) 業務委託を8月まで延ばす理由はどうしてですか。

郷土資料館長) 作業自体は7月5日までに終わらせますが、終了後に虫卵が死んでいるかという実験を行います。その1ヶ月間の培養実験が終わった後にそれが確かに死んでいると確認された後に報告が出ますので、その期間として1ヶ月間をみております。

教育長) 確認ですが、学校等にある剥製等にも案内を出していただけるのでしょうか。

郷土資料館長) この作業は1年おきに行っていて、その都度、学校の方にも声を掛けさせていただいて、搬入して、燻蒸し、お返ししております。

委員長) 殺虫薬剤を注入してガス抜きをする時に近所の方に影響を及ぼすことはありますか。

郷土資料館長) ガス抜きの際に成分を軽減させる措置をしております。また、ガスの密閉充満に24時間かかりますので、夜間を含めて人的な配慮をして安全に努めて行っていきたいと考えております。

委員長) 質疑を打ち切り、討論を省略し採決に入ります。議案第1号については原案のとおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第1号 大磯町郷土資料館の臨時休館については原案どおり承認いたします。

議案第2号 大磯町横溝千鶴子記念子育て支援総合センター条例施行規則の制定について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

子育て支援室長) 大磯町横溝千鶴子記念子育て支援総合センター条例施行規則の制定についての補足説明をさせていただきます。資料2の大磯町横溝千鶴子記念子育て支援総合センター条例につきましては2月の教育委員会定例会で承認いただきまして、3月の町議会でも可決された条例でございます。これに基づきまして施設の管理運営についての詳細を定めた規則の制定でございます。第2条の職員の配置につきましては正職員1名、現在募集を掛けていますが任期付職

員を1名、臨時職員を2名という4名体制で考えております。第3条の開館時間についてですが、多目的室を国府新宿地区の方に開放するというようになっておまして、開館時間以外、5時以降と日曜日につきましては国府新宿地区と協定を結びまして取り決めをしていきたいと考えております。また、土曜日も開館日となっております。第5条からの多目的室の使用の関係、使用料、使用の許可、減免等につきましては図書館、郷土資料館等の規定の内容と共通となっております。現在、センターの建設をおこなっておりますが、今月中に完成する予定となっております。5月21日に竣工式を開催し、22日からのオープンとなります。

(質疑応答)

曾根田委員) 第8条で「使用料の支払いは使用日の3日前」とありますが、第5条に「申請は前日まで」とあります。この場合、支払いはどうなるのでしょうか。

子育て支援室長) こちらにつきましては、前日に支払っていただく形になります。

曾根田委員) 第11条の(7)敷地内で喫煙しないこととありますが、教育委員会定例会第1回臨時会の5ページ、岩井委員の質問の後の生涯学習課長の回答で館内では吸えないとなっておりますが、その整合性はどうなりますか。

子ども育成課長) ここは子どものための施設でありますので、全面禁煙にしようということで限定させていただきました。

竹内委員) 第3条の国府新宿地区のことにしてもう一度説明をお願いいたします。

子育て支援室長) こちらにつきましては、このセンターの中に多目的室を1つ用意してございます。多目的室につきましては、開館時間外には地元開放していただくということで国府新宿地区と協定を結びまして区長さんに鍵等をお渡しして自由に使えるようにしてございます。

子ども育成課長) このセンターを設計する時に多目的室と呼んでいますが、地域交流スペースということで国府新宿地区に開放するためのスペースも含んでおります。構造上も子育て支援センターと地域交流スペースに分けられるようになってございまして、開放する時は子育て支援センターの方には入らないで済むように入り口も2つ用意してございます。事務室等もございまして、全てを開放するのではなく半分を開放する形になってございます。

委員長) 核家族化が進むなかで母親に学びの場を提供するという寄付者の横溝さんの意向から外れることなく立派な建物を有効に活用していただきたいと思っております。質疑を打ち切り、討論を省略し採決に入ります。議案第2号については原案のとおりご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第2号 大磯町横溝千鶴子記念子育て支援総合センター条例施行規則の制定については原案どおり承認いたします。

報告事項第1号 平成21年度大磯町立中学校の生徒進路状況について

子ども育成課主幹) 平成21年度大磯町立中学校の生徒進路状況についてご報告いたします。資料をご覧ください。現在、神奈川県内では県立高校の学区が撤廃され全県一区での実施となっております。まず、大磯、国府及び生沢分校の中学3年生298名の3月末日現在の進路の決定状況でございますが、298名中295名が進学しております。例年同様大変高い進学率となっております、約99%でございます。

ます。その進学先の内訳についてご説明いたします。公立高校と私立高校の割合でございますが、私立高校への進学率は約30%と、昨年度とほぼ同様の進学率になっております。次に、進学における入試選抜別合格者状況についてご説明いたします。まず公立高校でございますが、いわゆるペーパーテストを行わない面接と学業成績による「前期選抜」と、従来の選抜試験による総合的に合否が決まる「後期選抜」の2本立てとなっております。数字上では、後期選抜での合格者数が前期選抜合格者数よりも若干多くなっております。平成18年度に前期選抜での合格者が後期選抜合格者よりも多かったことがありましたが、あとは、今年度と同じように、後期選抜合格者数が前期選抜合格者数よりも上回っております。つづいて、学区は撤廃されましたが、旧平塚学区とそれ以外での進学状況を比べて見ました。159名の公立高校全日制普通科進学者の中で58名が旧平塚学区以外への進学が決まっております。これは全体の約36%で昨年度とほぼ同様の結果となっております。最後に、就職・家事手伝い等と未定者の内訳でございますが、就職・家事手伝い1名は、分校で1名でございます。内容としては、就職で、鉄鋼関係の仕事に就いたと聞いております。また、未定2名につきましては、様々な事情で未だに決まっていないということでございます。以上でございます。

(質疑応答)

竹内委員) 未定の2名というお話がありましたが、こういう多様化した時代であるし、不登校や学校の出席状況等いろいろなパターンがあって未定が2名ということは先生方が努力された結果だと思います。

曾根田委員) この2名の方はその後どうされたかわかりますか。

子ども育成課主幹) 学校からその後についても聞いていますが、それぞれ事情がありますので、ここではお話できません。

委員長) 父兄の方からこの前期、後期の2本立ての状況がいつまで続くのかと聞かれますが。

子ども育成課主幹) この形になって6年ということで、県の入試に係る協議会がごさいますので、改善していくところがあれば改善されていきますが、この入試の方式が何年に終わりになるという話は出ておりませんので、現在のところはこの方式で進むこととなります。

教育長) 県の教育委員会としても見直しは、話題になっております。また、中学校の校長会等も含めて例年見直しを行っております。

報告事項第2号 平成22年度学級編制及び教職員の配置状況について

子ども育成課主幹) 平成22年度の学級編制及び教職員の配置状況についてご説明申し上げます。まず、資料を1枚おめくりください。小中学校の児童・生徒数及びクラス数でございます。まず、普通学級在籍の児童生徒数でございます。大磯小学校では、昨年度より8名減でございますが、クラスは2年生と4年生がそれぞれ1クラス増、逆に3年生で1クラス減、合計で1クラス増となっております。次に、国府小学校では、児童数は昨年度より4名の増ですが、クラス数は増減がございません。次に分校は、6年生が2名で合計も2名でございます。クラス数も1でございます。次に中学校に移りまして、大磯中学校の生徒数は、昨年度より7名の減でございますが、クラス数は、昨年より1クラス増

となっております。国府中学校につきましては、生徒数が昨年度より 16 名減となりましたが、クラス数の増減はございません。また、分校につきましては、昨年度と比べ 3 名の増でございますが、クラス数は変わらず各学年 1 クラスずつの計 3 クラスでございます。ここまでの中で、昨年度も大磯小学校 1 年生で実施しました 35 人以下学級編制の実施でございますが、今年度は、大磯小学校の 1・2 年生、国府小学校の 1 年生、さらに中学校でも、大磯中学校 3 年生、国府中学校 1 年生でこの制度を使い、それぞれいわゆる標準法でのクラス数よりも 1 クラスずつ多い学級編制となっております。また、特別支援学級の児童生徒数でございますが、表でございますように各学校で多少の増減はございますが、全体で 37 名で昨年度より 1 名の減となっております。次の資料をご覧ください。教職員の配置につきましては、まず児童生徒数に応じてクラス数が決まり、そのクラス数に応じて、規程の教職員が配置されます。また、規定外としてそれぞれの学校に数名ずつの教職員が配置され、表のような合計の教職員数となっております。この中でいくつかご説明いたしますと、まず、大磯小学校の養護教諭 2 名は、児童数 851 人以上の小学校に 1 名多く配置されるものでございます。また、同じく大磯小学校に配置されております栄養教諭の 1 名でございますが、これは、平成 17 年度から施行されたもので、大磯町には昨年度より配置されたものでございます。子ども達へのいわゆる食に関する指導の推進に中核的な役割を担う目的で導入されたものでございます。職務としては、今までの栄養職員として行なってきた学校給食の管理に加え、食に関する指導を直接子ども達に行なうことができるようになってございます。大磯小学校で 1 名でございますが、基本的には町に 1 人の配置という意味でございますので、小学校に限らず、中学校も含め、食育全般に関して様々な場面で推進していただくこととなっております。また、町費の非常勤が同じく大磯小学校についておりますが、これにつきましては、先ほどお話しした、小学校 1 年生の 35 人以下学級実施に伴い、既に加配されている教員をクラス担任に充てた後補充として町費でつけたものでございます。

子育て支援室長) 引き続き幼稚園、保育園関係についてですが 1 枚戻っていただいて、まず、幼稚園の方になりますが、大磯幼稚園の園児数は平成 21 年度が 166 名、平成 22 年度が 149 名ということで 17 名の減となっております。クラス数は各学年 2 つずつで昨年と変わりません。職員数につきましては園長、教頭が 1 名ずつ、一般教諭が 6 名のうち 3 名が臨任教諭となっております。園務整備員、教育支援員は一覧表のとおりです。小磯幼稚園の園児数は平成 21 年度が 70 名、平成 22 年度が 62 名ということで 8 名の減となっております。クラス数は各学年 1 つずつで昨年と変わりません。職員数につきましては園長、教頭が 1 名ずつ、一般教諭が 3 名のうち 2 名が臨任教諭となっております。園務整備員、教育支援員は一覧表のとおりです。国府幼稚園の園児数は平成 21 年度が 80 名、平成 22 年度が 76 名ということで 4 名の減となっております。クラス数は各学年 1 つずつで昨年と変わりません。職員数につきましては園長、教頭が 1 名ずつ、一般教諭が 3 名のうち 1 名が臨任教諭となっております。園務整備員、教育支援員は一覧表のとおりです。たかとり幼稚園の園児数は平成 21 年度、名称は月京幼稚園ですが 125 名、平成 22 年度が 138 名ということで 13 名の増となっております。クラス数は各学年 2 つずつで昨年と変わりません。職員数につきましては園長、教頭が 1 名ずつ、一般教諭が 6 名のうち 2 名が臨任教諭となっております。園務整備員、教育支援員は一覧表のとおりです。合計の園児数は平成 21 年度が 441 名、平成 22 年度が 425 名ということで 16 名の減となって

おります。クラス数は昨年と変わりません。職員数につきましては園長が2名、教頭が4名、一般教諭が18名のうち8名が臨任教諭となっております。臨任教諭につきましては1名、正規職員が産休ということと、保育園へ1名交流できていた教諭が戻りましたので、その関係で昨年より増えてございます。園務整備員は4名、教育支援員は14名です。次に保育園ですが、園児数は合計になりますが、平成21年度が93名、平成22年度が99名ということで6名の増となっております。クラス数は0歳児から5歳児まで各1クラスずつの6クラスとなっております。職員数は園長1名、園長補佐1名、一般保育士22名うち臨任14名、給食調理員は4名うち臨任が1名、園務整備員は2名となっております。幼稚園、保育園につきましては以上です。

(質疑応答)

竹内委員) 小学校、中学校それぞれ人数が多い学年については、少人数学級編成ということで町単独で教員の配置の措置をしていただきました。学年の活性化等を考えると言葉では表せないような効果があると思います。経費は掛かると思いますが継続してお願いできればと思います。栄養教諭の具体的な活動内容について教えていただきたいと思います。

子ども育成課主幹) 大磯小学校に栄養教諭が配置されていますが、具体的には国府小学校や両中学校に行き、中学校では家庭科の調理実習などの授業で食に関する話をしたり、町の会議に出たり、特にこれからは子ども達に直接、教壇に立って授業ができるということで、そのような計画も立っております。あと前半の少人数学級についてですが、町の要綱上は小学校の低学年に非常勤講師を充てるということになっておりますので、来年、大磯小学校の2年生が3年生になった時に一応、小1プログラムについての対応ということを目指していますので、中学年以上になったときはこの形は取れないこととなります。

委員長) 月京幼稚園からたかとり幼稚園になって年少の人数が増えていますが、特別な理由はありますか。

子育て支援室長) 幼稚園にも区域外の要綱等がありまして、特に区域外の人が増えている訳ではありません。国府地区に新築の物件等も増えていますので、そのような関係だと思っております。

委員長) 園長先生が平成20年度から非常勤になって何か弊害等の報告はありますか。

子育て支援室長) 園長が非常勤になったということで園長の役割ということで苦労があるということで子育て支援室と連携を取って対応してきました。

竹内委員) 新しい幼稚園になって課題とか問題点があれば教えていただきたい。

子育て支援室長) 開放的な施設なので園児を一ヶ所に留めておくのが大変ではないかとの懸念がありましたが、最近は、大分落ち着いてきたと聞いております。また、施設面については、園庭が場所によって水はけの悪い場所が見受けられます。車の送迎については、富士見地区より5世帯を許可しておりますが、それ以外は、先生や保護者より見通しがきくので大きな問題にはなっておりません。

教育長) 幼稚園と保育園の距離が近くなりましたので、今まで以上に幼稚園と保育園の交流を促進して欲しいと園長にお話ししております。

岩井委員) 幼稚園の特別支援を要する子どもはどれくらいいますか。

子育て支援室長) 手元に正確な資料がないのですが、たかとり幼稚園に特別支援を要する子どもが多いということで1名支援員を増やしてございます。そのほかの園につきましては昨年と同じくらいです。

岩井委員) 保育園の待機児童はどれくらいですか。

子育て支援室長) 4月から10名前後で推移していきまして、特定保育事業で4名、サンキッズ大磯さんに受け入れをお願いしました。例年待機児童の調査が4月にあったのですが、それが5月1日に変わりました、また新たに待機児童が増えてきていますので、それで報告する時には10名を超えてしまう可能性があります。

報告事項第3号 平成22年度郷土資料館第1回企画展の開催について

郷土資料館長) 前回の定例会でも郷土資料館休館日の変更のご審議をしていただいた際にも若干説明させていただきましたが、再度、完成したチラシと共にご説明させていただきます。展示名称は学習参考資料展「みんなで調べた 今年の大磯町の春花」中学校理科「植物の世界」の学習支援を目的とした企画展です。身近な植物の分布状況を概観することで、大磯町各地域の自然度を確認するとともに植物個々の環境適応性について知識を深めることを目的としております。大きな特徴としては住民参加型ということで郷土資料館では現在、「みんなで町の自然を調べよう～桜・タンポポ・春の花～」という住民参加型の調査を実施していますが、それらの調査結果を展示に活かしていこうというものでございます。調査期間は立春、2月4日から立夏の前日、5月4日までとしております。展示は4月25日から始まりますが5月4日まで調査はありますので展示開催後も調査で得られた結果を展示の中に活かしていきたいと考えております。会場は企画展示室。開催期間は平成22年4月25日から6月6日までの開場日数は35日間となります。休館日は前回の定例会で5月1日の館内整理日を閉館し5月7日を休館することをご承認いただいております。基本的には毎週月曜日、館内整理日、祝日の代休日が休館日となっております。お配りしたチラシをご覧ください。裏面になりますが、大磯町にどのような桜があるのかといった内容、大磯町にはどのようなタンポポが咲いているのかという内容、春の七草はどこに行けば見れるのか、また、大きな特徴として、春の花ということで大磯町内で撮影された花の写真を応募していただき、それを展示しようということで展示が始まってからも町民の方に参加してもらおうということで考えております。

(質疑応答)

岩井委員) 写真は現像したものを資料館に持って行けば展示して下さるのですか。写真を撮った場所も聞き取りされますか。

郷土資料館長) 紙焼きでもデータでも構いませんが、いただいたものをパネル状に引き伸ばして展示していきたいと思っておりますし、できるだけ多くの方の作品を展示できればと思います。また、基本的に資料館の展示になりますので、そういう情報ははっきりとしていないと展示として成立しませんので、担当者が十分に対応いたします。

委員長) 昨年は宮代先生のコレクション展を開催していただきまして、今年は参加型ということで聞いただけでわくわくしますが、また、写真を飾っていただけということで町内に写真の好きな方がたくさんおられると思いますので、たくさんの方が応募していただけたら良い方向に行くと思います。

その他

子ども育成課長) 次回の定例会につきましては5月19日9時から郷土資料館で行いますので、よろしくお願いいたします。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成 22 年 5 月 19 日

委 員 長

委員長職務代理者

委 員

委 員
